

令和7年度 大和川 河川愛護モニター応募要領

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために河川愛護モニター制度を実施して参りました。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として、以下のとおり河川愛護モニターを公募します。

1. 活動内容

河川愛護モニターの活動内容は、次の事項を河川管理者に連絡（月に2回随時実施の上、同月内にメールにて実施報告を提出）することが主です。

- ①近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を認めた場合
- ②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上障害となるような事象を認めた場合
- ③ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
- ④特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合
- ⑤モニターミーティング（意見交換会）への参加（※任意）
- ⑥河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動（※任意）

日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものです。定期的な河川巡視、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対して直接の注意・指示をして是正を図る等、特別な責務や権限を有するものではありません。

2. 活動範囲

- ①大和川右岸 大阪市住之江区地先～住吉区地先～東住吉区地先～平野区地先～八尾市地先～柏原市地先
- ② " 左岸 堺市地先～松原市地先～藤井寺市地先～柏原市地先
- ③大和川右岸 奈良県生駒郡三郷町地先～斑鳩町地先～安堵町地先
- ④ " 左岸 奈良県北葛城郡王寺町地先～河合町地先～磯城郡川西町北吐田地先
- ⑤佐保川左右岸 奈良県大和郡山市地先～奈良市西九条町地先(秋篠川の合流点まで)

3. 応募資格

大和川又は佐保川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1. の活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の方で、大和川又は佐保川の近隣（大和川・佐保川から概ね5km以内）に居住しており、パソコン（インターネット・メールの送受信・Excel）の操作ができる方

4. 委嘱方法と任期

大和川河川愛護モニターは近畿地方整備局長より委嘱（委任）します。任期は令和7年7月1日（火）から令和8年6月30日（火）までの1年間です。

「令和7年度大和川河川愛護モニター委嘱式・説明会」を7月上旬に大和川河川事務所に於いて開催する予定です。

5. 募集人員

活動範囲全体で 計8名（予定）

6. 手 当

月額 4,580 円（令和 6 年度実績）

※月額から源泉徴収（3.063%）差し引いた額を支給します。

※月に 2 回の定期報告に対する支給となります。（1 回の報告に対してはお支払い無し）

7. 選考方法

応募理由や動機、自治会や地域での活動経験等を総合的に勘案して選考します。

8. 応募方法

メールにより受け付けします。本サイトから応募用紙（Excel データ）をダウンロードし、下記の記入事項を入力の上、応募受付専用メールアドレス宛てに送信してください。

【記入事項】

- ・ 氏名・生年月日・年齢・性別・住所・電話番号（平日昼間に連絡のつく番号）
- ・ メールアドレス
- ・ 職業（農業、漁業、林業、自営業、会社員、公務員、学生、その他（　　））
- ・ 所属する団体等が有ればその組織名と役職
(○○町内会役員、市民グループ「○○川をきれいにする会」幹事 等)
- ・ 希望活動範囲
- ・ 応募理由、○○川の感想、要望など
- ・ 河川愛護モニターの経験
- ・ パソコンを使った書類作成やメール送信について

【応募受付専用メールアドレス】

kkr-yamato-app01@mlit.go.jp

9. 応募締め切り

令和 7 年 5 月 21 日（水）（当日 23 時 59 分受信分まで）

※ 選考結果については、6 月下旬に採用予定者のみメールで通知します。

10. 募集に関する問い合わせ先

大和川河川事務所 管理課 河川愛護モニター募集係

住所 〒582-0009 大阪府柏原市大正2-10-8

電話 072-971-1381 (内線 332)